

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書〔前橋女子高等学校〕

1 貸付場所及び貸付面積

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積	台数
1	群馬県立前橋女子高等学校建物の一部	前橋市紅雲町二丁目19番1号	2階 東棟間通路	位置図I	1.50m ² (1.50m×1.00m)	1

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 カップ式自動販売機の設置は不可とする。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

（1）大きさ及びデザイン

① 大きさ

おおよそ W1,200mm×D950mm×H2,000mm 以内

② デザイン（外観色を含む。）

学校環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

③ その他

マルチマネー対応機種も可とする。

（2）環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

（3）安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。学校行事等により回収ボックスの追加設置依頼があった場合は、設置者は校長の指示に従い、一時的に追加設置をするものとする。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから紙パック等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

ア 原則として週に 1 度回収を行う。

イ 外部から持ち込まれた同種容器等についても回収する。

ウ 容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

- (1) 種類 酒類を除く飲料及び乳製品とする。
- (2) 品目 下記販売品目のとおりとし、販売商品は事前に学校長の承認を得ること。
- (3) 価格 下記価格のとおりとする。

容器	価格	販売品目
紙パック	標準販売価格（定価）以下	乳飲料、乳製品、牛乳を含むこと。
プラスチック容器		牛乳はロングライフ製品も可とする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては学校長の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して学校の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 学校の責に帰することが明らかな場合を除き、学校はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。